

建設現場における「快適トイレ」設置 特記仕様書**(適用)**

第1条 この建設工事は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する対象工事とする。ただし、発注者と受注者が協議をした上で快適トイレの設置をしないと判断した場合は、本特記仕様書の適用外の工事とする。

(快適トイレの仕様)

第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、（1）に示す仕様を満たし、（2）に示す付属品を備えるものでなければならない。また、（3）に示す仕様等のものを監督員との協議の上、付属してもよい。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様及び付属品

- ⑫ 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(快適トイレの設置)

第3条 受注者は、建設現場における「快適トイレ」設置事前報告書（様式2）を発注者に提出する。

- 2** 快適トイレの設置にあたっては、規格及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。
- 3** 設置する快適トイレは第2条（1）及び同条（2）に示す仕様を満たさなければならない。受注者は快適トイレチェックシート（様式3）、快適トイレ設置確認書（様式4）を設置後1週間以内に提出しなければならない。

(設置に要する費用)

第4条 快適トイレに要する費用は、当初設計では計上せず、契約締結後に設計変更にて計上する。

- 2** 従来品相当額のトイレ費用（10,000円／基・月）との差額を共通仮設費の営繕費に費用を積上げ計上するものとする。
 - （1）差額は45,000円／基・月を上限とする。
 - （2）男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。（差額上限は、90,000円／2基・月）
 - （3）運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

(実績の確認)

第5条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。

- 2** 受注者は、設置直後および施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。